

議案参考資料

[令和6年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

健康長寿課 介護管理給付係

議案名

議案第18号 桐生市介護保険条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

第9期桐生市高齢者保健福祉計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る保険料率等を定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

1 介護保険料率の改正

第9期桐生市高齢者保健福祉計画で定める令和6年度から令和8年度までの間の所得段階別介護保険料率を定めます。

2 低所得者の保険料軽減

第1・2・3段階の保険料を次のとおり軽減します。

	軽減前(年額)	軽減後(年額)
第1段階	35,400円	22,200円
第2段階	53,400円	37,800円
第3段階	53,800円	53,400円

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

介護保険制度は、平成12年4月の制度開始から3年ごとに国の制度の見直しが行われ、それに合わせて桐生市高齢者保健福祉計画を作成し、事業の見込みや保険料の見直しを行ってきました。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、3年間の介護保険事業運営期間に保険者(市町村)単位で設定することとされており、第1号被保険者の人数、要介護認定者数、各種サービス利用者数に応じて、3年間の介護給付費見込みから推計し、保険料を定めています。

参考資料

第9期桐生市高齢者保健福祉計画所得段階

参考資料 第9期桐生市高齢者保健福祉計画所得段階

第8期(令和3～5年度)					第9期(令和6～8年度)						
段階	課税状況		区分	保険料率	年額 (月額)	段階	課税状況		区分	保険料率	年額 (月額)
	世帯	本人					世帯	本人			
1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下	基準額×0.50	39,600円 (3,300円)	1	非	非	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者 ・所得等80万円以下	基準額×0.455	35,400円 (2,957.5円)
				○軽減後 基準額×0.30	23,700円 (1,980円)					○軽減後 基準額×0.285	22,200円 (1,852.5円)
2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下	基準額×0.70	55,400円 (4,620円)	2	非	非	・所得等80万円を超え 120万円以下	基準額×0.685	53,400円 (4,452.5円)
				○軽減後 基準額×0.50	39,600円 (3,300円)					○軽減後 基準額×0.485	37,800円 (3,152.5円)
3	非	非	・所得等120万円以上	基準額×0.75	59,400円 (4,950円)	3	非	非	・所得等120万円以上	基準額×0.69	53,800円 (4,485円)
				○軽減後 基準額×0.70	55,400円 (4,620円)					○軽減後 基準額×0.685	53,400円 (4,452.5円)
4	課	非	・所得等80万円以下	基準額×0.90	71,200円 (5,930円)	4	課	非	・所得等80万円以下	基準額×0.90	70,200円 (5,850円)
5	課	非	・所得等80万円以上	基準額	79,200円 (6,600円)	5	課	非	・所得等80万円以上	基準額	78,000円 (6,500円)
6	課	課	・合計所得80万円未満	基準額×1.17	92,700円 (7,730円)	6	課	課	・合計所得80万円未満	基準額×1.17	91,300円 (7,605円)
7	課	課	・合計所得80万円以上 125万円未満	基準額×1.20	95,100円 (7,930円)	7	課	課	・合計所得80万円以上 125万円未満	基準額×1.20	93,600円 (7,800円)
8	課	課	・合計所得125万円以上 200万円未満	基準額×1.30	103,000円 (8,580円)	8	課	課	・合計所得125万円以上 200万円未満	基準額×1.30	101,400円 (8,450円)
9	課	課	・合計所得200万円以上 290万円未満	基準額×1.60	126,800円 (10,570円)	9	課	課	・合計所得200万円以上 290万円未満	基準額×1.60	124,800円 (10,400円)
10	課	課	・合計所得290万円以上 400万円未満	基準額×1.63	129,100円 (10,760円)	10	課	課	・合計所得290万円以上 400万円未満	基準額×1.63	127,200円 (10,595円)
11	課	課	・合計所得400万円以上 600万円未満	基準額×1.75	138,600円 (11,550円)	11	課	課	・合計所得400万円以上 600万円未満	基準額×1.75	136,500円 (11,375円)
12	課	課	・合計所得600万円以上 800万円未満	基準額×1.80	142,600円 (11,880円)	12	課	課	・合計所得600万円以上 800万円未満	基準額×1.80	140,400円 (11,700円)
13	課	課	・合計所得800万円以上 1,000万円未満	基準額×1.90	150,500円 (12,540円)	13	課	課	・合計所得800万円以上 1,000万円未満	基準額×1.90	148,200円 (12,350円)
14	課	課	・合計所得1,000万円以上	基準額×2.20	174,300円 (14,530円)	14	課	課	・合計所得1,000万円以上	基準額×2.20	171,600円 (14,300円)

※表中「所得等」とは、前年の公的年金収入金額と公的年金等の所得を除く合計所得金額の合計をいう。

※月額欄の金額は、あくまでも目安です。

※第8期における第1・2・3段階は、令和元年10月からの消費税率の引上げに伴い、保険料を軽減します。

※第9期における第1・2・3段階は、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から、保険料を軽減します。